

議案第46号 小松島市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

関係法令の改正により条ずれが生じていることから、所要の改正を行うもの。

小松島市子ども・子育て会議条例(平成25年小松島市条例第25号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第1項及び第3項の規定に基づき、小松島市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理し、並びに児童福祉法第8条第1項本文及び第3項に掲げる事項を調査審議するものとする。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第1項及び第3項の規定に基づき、小松島市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理し、並びに児童福祉法第8条第1項本文及び第3項に掲げる事項を調査審議するものとする。</p>	<p>改正</p> <p>改正</p>